

金融業の総合統計の全面推進に関する意見

アジア調査部中国室研究員

劉家敏

03-3591-1384

jjamin.liu@mizuho-ri.co.jp

【要点】

- 中国国務院弁公庁は、2018年4月9日に「金融業の総合統計の全面推進に関する意見」（中国語名「关于全面推进金融业综合统计工作的意见」、以下「意見」）を発表した。
- 中国では、2017年に経済・社会の安定を阻害するシステミック・リスクを回避するために、マクロ経済全体のレバレッジ比率の測定・モニタリングが開始された。もともと、「統計制度の不整合」、「統計基準の不一致」、「（関係する金融機関・業態等が）交錯する金融活動や重要性の高い金融機関に対するモニタリングの欠如」等、統計の制度的な欠陥があるため、金融業の実態把握が難しい状態にある。制度的な欠陥を解消するために発表されたのが、この「意見」である。
- 「意見」では、「実体経済への貢献度向上」、「金融リスクの防止」、「金融改革の深化」を目的とした金融業の総合統計を推進していくとの指導思想に基づき、2019年までに金融機関の資産管理商品を突破口とした（投資対象・業態・手法等が）交錯する金融商品に関する統計の整備等、2022年までに地方金融管理部門が監督・管理する地方金融組織とネット金融機関に関する統計の整備等が短期・中期目標と設定され、科学的かつ統一された管理・運行メカニズムの構築、すべての金融機関・金融インフラ・金融活動を含めた国家金融データベースの整備等が全体目標と設定された。目標達成のために7つの主要任務が示された。具体的には、①業界・市場・部門を跨いだ金融活動に対する効果的なモニタリングができる交錯する金融商品に関する統計の整備等、②重要性が高い金融機関に関する統計の整備等、③金融持株会社等の金融グループに関する統計の整備等、④金融業の貸借対照表の編制等、⑤通貨・信用貸付統計の整備等、⑥金融インフラに支えられた金融市場統計の整備等、⑦地方金融管理部門が監督・管理する地方金融組織・ネット金融機関に関する統計の整備等、である。
- 「意見」では、上述の主要任務を遂行するための保障措置も示された。それは、組織体制の強化（関係官庁間の連携強化等）、宣伝・研修の強化（金融統計人材の育成強化等）、法制度の整備と法に基づく保障の強化（金融統計管理条例の制定等）、である。

【構成(概要)】

「金融業の総合統計の全面推進に関する意見」

(国弁発[2018]18号)

成立日：2018年3月18日、発表日：2018年4月9日

1. 重要意義：金融業の総合統計は、国家金融インフラの現代化の重要な一環で、その推進加速は、金融業の実体経済への貢献に対する効果的なモニタリング、金融サービスの効率性向上を図るための基礎情報の提供、金融分野におけるシステミック・リスクの効果的な予測・防止や金融システムの安定性維持を図る上での差し迫った必要性、現代化金融体系を構築するための重要な措置とされる。金融リスクへの警戒が強まりつつある中、金融業に対する効果的な予測・警報・モニタリングが求められ、量的な拡大と質的な向上により金融業の総合統計を全面的に推進していく必要がある。
2. 指導思想・基本原則・目標：「実体経済への貢献度向上」、「金融リスクの防止」、「金融改革の深化」を目的とした金融業の総合統計を推進していくとの指導思想の下、金融業の全面的カバーと適度な展望、相互接続と共同整備・共有、全体推進と重点突破を基本原則とし、2019年までに金融機関の資産管理商品を突破口とした交錯する金融商品に関する統計の整備等、2022年までに地方金融管理部門が監督・管理する地方金融組織とネット金融機関に関する統計の整備等を短期・中期目標とし、科学的かつ統一された管理・運行メカニズムの構築、すべての金融機関・金融インフラ・金融活動を含めた国家金融データベースの整備等を全体目標とする。
3. 推進メカニズム：統計標準の統一によるデータの互換性向上、金融機関に対する統計データの同時採集、統計データに対する集中的な検査の実施、統計データの集計・共有規則の制定等。
4. 重要なサポート体制：金融業の統計標準の制定を通じた協動的かつ統一した互換性のある金融インフラの整備、国家金融データベースの構築による金融データに基づく国家統治能力の強化。
5. 主要任務：①業界・市場・部門を跨いだ金融活動に対する効果的なモニタリングができる交錯する金融商品に関する統計の整備等、②重要性が高い金融機関に関する統計の整備等、③金融持株会社等の金融グループに関する統計の整備等、④金融業の貸借対照表の編制等、⑤通貨・信用貸付統計の整備等、⑥金融インフラに支えられた金融市場に関する統計の整備等、⑦地方金融管理部門が監督・管理する地方金融組織・ネット金融機関に関する統計の整備等。
6. 保障措置：組織体制の強化（関係官庁間の連携強化等）、宣伝・研修の強化（金融統計人材の育成強化等）、法制度の整備と法に基づく保障の強化（金融統計管理条例の制定等）。

* 中国語全文は、http://www.gov.cn/zhengce/content/2018-04/09/content_5280995.htm

から入手可能（2018年5月22日アクセス）

以 上

●当レポートは情報提供のみを目的として作成されたものであり、取引の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。本資料のご利用に際しては、ご自身の判断にてなされますようお願い申し上げます。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。なお、当社は本情報を無償でのみ提供しております。当社からの無償の情報提供をお望みにならない場合には、配信停止を希望する旨をお知らせ願います。